

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	63
三	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）（第三条関係）	69
四	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第六条関係）	76

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

（測定単位及び単位費用）		（測定単位及び単位費用）	
<p><b>第十二条</b> 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	地方団体の種類	道府県	地方団体の種類
一 三略	経費の種類	一 三略	経費の種類
四 厚生労働費	測定単位	四 厚生労働費	測定単位
1 3 略		1 3 略	
4 子育て費		18歳以下人口	
5 高齢者保健		六十五歳以上人口	
六十五歳以上人口		六十五歳以上人口	

福祉費	七十五歳以上人口
6   労働費	人口
五   七略	
八 補正予算債償	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の
還費	財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九 地方税減収補	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
填債償還費	地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 財源対策債償	平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度にお
十一 減税補填債	償還費
償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度にお
福祉費	七十五歳以上人口
5   労働費	人口
五   七略	
八 補正予算債償	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の
還費	財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九 地方税減収補	平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
填債償還費	地方税の減収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 財源対策債償	平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度にお
十一 減税補填債	償還費
償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度にお

市町村		
一・二 略 三 教育費 1～3 略 4 その他の教 育費 四 厚生費 1～3 略 4 こども子育て	十二 臨時財政対 策債償還費 十三 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費 十四 国土強 <sup>じん</sup> 靱 <sup>じん</sup> 化 施策債償還費	いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額 臨時財政対策のため平成十六年度から令 和五年度までの各年度において特別に起 こすことができることとされた地方債の 額 平成二十五年度から令和五年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額 令和元年度から令和五年度までの各年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額
十八歳以下人口		

市町村		
一・二 略 三 教育費 1～3 略 4 その他の教 育費 四 厚生費 1～3 略	十二 臨時財政対 策債償還費 十三 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費 十四 国土強 <sup>じん</sup> 靱 <sup>じん</sup> 化 施策債償還費	いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額 臨時財政対策のため平成十五年度から令 和四年度までの各年度において特別に起 こすことができることとされた地方債の 額 平成二十五年度から令和四年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額 令和元年度から令和四年度までの各年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額
幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小 学校就学前子どもの数 人口		

て費	5   高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	福祉費	七十五歳以上人口
	6   清掃費	人口
	五   八略	
	九 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	十 地方税減収補填債償還費	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十一 財源対策債償還費	地方税の減収補填のため 平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十二 減税補填債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平
	4   高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	福祉費	七十五歳以上人口
	5   清掃費	人口
	五   八略	
	九 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	十 地方税減収補填債償還費	平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十一 財源対策債償還費	地方税の減収補填のため平成十五年度及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十二 減税補填債償還費	平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平

一〇二六	種類	測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	2 略	十三 臨時財政対 策債償還費	成十六年度から平成十八年度までの各年 度の減収を補填するため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額
				十四 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年から令和五年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額	
				3	十五 国土強靱化 施策債償還費	令和元年度から令和五年度までの各年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

一〇二六	種類	測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	2 略	十三 臨時財政対 策債償還費	成十五年度から平成十八年度までの各年 度の減収を補填するため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額
				十四 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年から令和四年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額	
				3	十五 国土強靱化 施策債償還費	令和元年度から令和四年度までの各年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

		略
二十七日町	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	人
村部人口	当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に 関する事務所を設置する町村（次号において 「福祉事務所設置町村」という。）を除く。） に係るもの	
二十八市	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	人
部人口	当該市（福祉事務所設置町村を含む。）の人口	
二十九十	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の十	人
八歳以下	八歳以下の人口	
人口		
三十〜三十		
九略		
四十 災害	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事	千円

		略
二十七日幼	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立	人
幼稚園及び	の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍す	
幼保連携	る小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法	
型認定こ	第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一	
ども園の	号に掲げるものに限る。）の数	
小学校就		
学前子ど		
もの数		
二十八町	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	人
村部人口	当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭 和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に 関する事務所を設置する町村（次号において 「福祉事務所設置町村」という。）を除く。） に係るもの	
二十九市	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	人
部人口	当該市（福祉事務所設置町村を含む。）の人口	
三十〜三十		
九略		
四十 災害	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事	千円

復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）
	(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償

復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償
	(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償





和五年度	四十五平 成十三年 度から令 和五年度	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和五年度までの各年度において発行について</p>	<p>地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十七年度から令和五年度まで</p>	<p>千円</p>
------	------------------------------	---	---	---	-----------

和四年度	四十五平 成十三年 度から令 和四年度	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和四年度までの各年度において発行について</p>	<p>地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十五年度及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
------	------------------------------	---	---	---	-----------

までの各 年度の財 源対策の ため当該 各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の 財源対策のため発行について同意又は許可を得 た地方債として総務大臣が指定するものの額
四十六個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成六 年度から 平成八年 度まで及 び平成十	(1)～(4) 略 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十八年法律第八号）第八条による改正前の 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 する法律（平成十一年法律第十七号）第十三 条の規定により平成十六年度から平成十八年 度までの各年度において起こすことができる こととされた地方債の額 (6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定によ り平成十六年度から平成十八年度までの各年 度において起こすことができることとされた 地方債の額

千円

までの各 年度の財 源対策の ため当該 各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の 財源対策のため発行について同意又は許可を得 た地方債として総務大臣が指定するものの額
四十六個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成六 年度から 平成八年 度まで及 び平成十	(1)～(4) 略 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十八年法律第八号）第八条による改正前の 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 する法律（平成十一年法律第十七号）第十三 条の規定により平成十五年度から平成十八年 度までの各年度において起こすことができる こととされた地方債の額 (6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定によ り平成十五年度から平成十八年度までの各年 度において起こすことができることとされた 地方債の額

千円

六年度か ら平成十 八年度ま での各年 度の減収 を補填す るため当 該各年度 において 特別に起 こすこと ができる こととき れた地方 債の額	四十七 臨 時財政対 策のため 平成十六 年度から 令和五年 度までの 各年度に
	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第

千円

五年度か ら平成十 八年度ま での各年 度の減収 を補填す るため当 該各年度 において 特別に起 こすこと ができる こととき れた地方 債の額	四十七 臨 時財政対 策のため 平成十五 年度から 令和四年 度までの 各年度に
	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第

千円

<p>において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	
<p>一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>(2)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>(3)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>(4)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>(5)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一</p>	

<p>において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	
<p>一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>(3)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>(4)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>(6)  地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一</p>

令和五年度までの	平成二十五年	四十八平	<p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地</p>	<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>	<p>項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>

千円

令和四年度までの	平成二十五年	四十八平	<p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地</p>	<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>	<p>項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>

千円

各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	四十九 令 和元年度 から令和 五年度ま での各年 度におい て国土強 靱化施策 に要する	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化の ための施策に要する費用に充てるため令和元年 度から令和五年度までの各年度において発行に ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の 指定するものの額	千円	各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	方債で総務大臣の指定するものの額(①に掲 げるものを除く。)
--	---	--	----	--	-----------------------------------

各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	四十九 令 和元年度 から令和 四年度ま での各年 度におい て国土強 靱化施策 に要する	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化の ための施策に要する費用に充てるため令和元年 度から令和四年度までの各年度において発行に ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の 指定するものの額	千円	各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要 する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	方債で総務大臣の指定するものの額(①に掲 げるものを除く。)
--	---	--	----	--	-----------------------------------

費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類 体 の 種 類	地方団 体 の 種 類
四 厚生労働費 1～3 略	一～三 略	経費の種類
4 子育て費		測定単位
十八歳以下人口		補正の種類
段階補正、密度補正及び態容補正		

費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類 体 の 種 類	地方団 体 の 種 類
四 厚生労働費 1～3 略	一～三 略	経費の種類
		測定単位
		補正の種類



5   高齢者保健 福祉費	六十五歳以上人 口	段階補正、密度補正及 び態容補正
七十五歳以上人 口	密度補正	
6   労働費	人口	段階補正
五   七略		
八 補正予算償還費	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補填償還費	地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可	種別補正
4   高齢者保健 福祉費	六十五歳以上人 口	段階補正、密度補正及 び態容補正
七十五歳以上人 口	密度補正	
5   労働費	人口	段階補正
五   七略		
八 補正予算償還費	平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補填償還費	地方税の減収補填のため平成十六年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可	種別補正

	十一 減税補填債 償還費	十 財源対策債償還費 を得た地方債の額 平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされることとされる
	種別補正	種別補正

	十一 減税補填債 償還費	十 財源対策債償還費 を得た地方債の額 平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされることとされる
	種別補正	種別補正

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和五年度まで の各年度におい</p>	<p>種別補正</p>	<p>十二 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>た地方債の額 臨時財政対策の ため平成十六年 度から令和五年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十三 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>平成二十五年 度から令和五年 度までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>	<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和五年度まで の各年度におい</p>	<p>種別補正</p>

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和四年度まで の各年度におい</p>	<p>種別補正</p>	<p>十二 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>た地方債の額 臨時財政対策の ため平成十五年 度から令和四年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十三 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>平成二十五年 度から令和四年 度までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>	<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和四年度まで の各年度におい</p>	<p>種別補正</p>

		市町村	
一・二略	三 教育費	一・二略	て国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た 地方債の額
1 3 略	4 その他の教育費	人口	
四 厚生費		段階補正、密度補正及び態容補正	
1 3 略		段階補正、密度補正及び態容補正	
4 こども子育て費		段階補正、密度補正及び態容補正	
5 高齢者保健福祉費		段階補正、密度補正及び態容補正	
口		七十五歳以上人口	

		市町村	
一・二略	三 教育費	一・二略	て国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た 地方債の額
1 3 略	4 その他の教育費	人口	
四 厚生費		幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前教育子どもの数	
1 3 略		段階補正、密度補正及び態容補正	
4 高齢者保健福祉費		段階補正、密度補正及び態容補正	
口		七十五歳以上人口	

十 財源対策債償	平成十三年 度かの額	種別補正	十 財源対策債償	平成十三年 度かの額	種別補正
九 地方税減収補 填償還費	地方税の減収補 填のため 平成 十七年度から令 和五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正	九 地方税減収補 填償還費	地方税の減収補 填のため平成十 五年度及び平成 十七年度から令 和四年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
八 補正予算債償 還費	平成十六年度か ら令和五年度ま での各年度にお いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正	八 補正予算債償 還費	平成十六年度か ら令和四年度ま での各年度にお いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
五 七略	人口	密度補正及び び態容補正	五 七略	人口	密度補正及び び態容補正
六 清掃費	人口	密度補正及び び態容補正	5 清掃費	人口	密度補正及び び態容補正

還費	十一 減税補填債 償還費	十二 臨時財政対 策債償還費
ら令和五年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十六年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	臨時財政対策の ため平成十六年
種別補正	種別補正	種別補正
還費	十一 減税補填債 償還費	十二 臨時財政対 策債償還費
ら令和四年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十五年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	臨時財政対策の ため平成十五年
種別補正	種別補正	種別補正

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和五年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発</p>	<p>度から令和五年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
----------------------------	--	---	-------------

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和四年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発</p>	<p>度から令和四年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
----------------------------	--	---	-------------

6  
～  
12  
略

附則

行について同意  
又は許可を得た  
地方債の額

(令和六年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 九百八十八億円

三 令和六年度における借入金額の額に相当する額 二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

四 令和五年度における借入金額の額に相当する額 二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円

6  
～  
12  
略

附則

行について同意  
又は許可を得た  
地方債の額

(令和五年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額に千二百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百五十四億百七十二万円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項 の規定において令和五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 百五十四億円

三 令和五年度における借入金額の額に相当する額 二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円

四 令和四年度における借入金額の額に相当する額 二十九兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円



五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 二千二百二十三億五十四万三千元

2 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

（令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和七年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

五 令和五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五百七十二億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 四百二十九億二十二億円

2 令和五年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

（令和六年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和六年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和六年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一〇三 略

3 令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年まで

一〇三 略

3 令和六年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和六年度から令和二十六年まで

の間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度

にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年までの各年度にあつては同項の規定による額から二千二百十九億千三百八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円

をそれぞれ減額した額とする。

5 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち八百九十八億三百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一億八千七百七十八万二千円について、令和七年度及び令和八年度

の間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和六年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度

にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十年度

にあつては同項の規定による額から千九百九十五億八千九百二十二万二千円を、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から六百七十五億八千九百三十三万三千円を、令和十五年

5 令和六年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千三百四十七億五百十六万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一億八千七百七十八万二千円について、令和六年度から令和八年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億七百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合

算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

( 令和七年度における臨時財政対策のための特例加算 )

#### 第四条の三

令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で、令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 略

( 地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入 )

#### 第六条 令和六年度及び令和七年度

に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財

算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

( 令和六年度及び令和七年度における臨時財政対策のための特例加算 )

#### 第四条の三

令和六年度及び令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和六年度及び令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 略

( 地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入 )

#### 第六条 令和五年度から令和七年度までの各年度に限り、各地方団体に対し

て交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財

政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道

府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不足額

政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に限り、道

府県及び市町村の基準財政需要額は、令和五年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 五千三百一十一億千四百八十七万七千円に当該道府県の控除前財源不足額(第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二千四百四十四億八千七百七十九万九千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す

された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 四千六百三十四億八千二百二十六万五千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和四年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す

る法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる

る法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成三十年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方

交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和五年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる

額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第

額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、

（令和六年法律第

号。以下この条において「令和六年地方税法



等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）の施行

による個人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等

三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法  
の施行による法人が行う事業

に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等

改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法

の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法

の施行による特別法人事業譲与税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定め

八 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定め

るところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額か

るところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和五年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和五年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百五十四億百七十二万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び三千百五十億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に三千億円を加算した額とし、令和五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額か

ら返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額

の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額 の合算額を加算した額とする。

(令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等)

**第十二条** 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和六年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができ。

2 前項の規定により令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額か

ら返還金等の額、令和五年度震災復興特別交付税額 及び三千百五十億円

の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、令和五年度震災復興特別交付税額 及び百五十億円の合算額を加算した額とする。

(令和五年度震災復興特別交付税額の一部の令和六年度における交付等)

**第十二条** 令和五年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和五年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和五年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができ。

2 前項の規定により令和五年度震災復興特別交付税額の一部を令和六年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和六年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和六年度分の交付税の総額か



ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

**第十三条** 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二

ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和五年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

**第十三条** 令和五年度及び令和六年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を、令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二

十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

**第十四条** 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

**第十五条** 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務

十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和五年度及び令和六年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

**第十四条** 令和五年度及び令和六年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和五年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」と、令和六年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

**第十五条** 令和五年度及び令和六年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務

省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、六八七、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一三七、〇〇〇

省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和七年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、四八九、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一三六、〇〇〇

4 土木費	4 その他の 人口		3 港湾費		2 河川費		道路の延長	
	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長
	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ
	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
	一、二八〇	一、二八〇	一〇、二〇〇	五、二〇〇	二九、五〇〇	一九二、〇〇〇	一、八九三、〇〇〇	一、八九三、〇〇〇

4 土木費	4 その他の 人口		3 港湾費		2 河川費		道路の延長	
	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長
	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ	つぎ
	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
	一、二五〇	一、二五〇	一〇、二〇〇	五、三一〇	二九、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一、九二八、〇〇〇	一、九二八、〇〇〇

四 厚生労働費 の数	三 教育費				
	1 小学校費 教職員数	2 中学校費 教職員数	3 高等学校 教職員数	4 特別支援 学校費 教職員数	5 その他の 教育費 人口
	一人につき 五、九八八、〇〇〇	一人につき 五、九〇九、〇〇〇	一人につき 六、七三六、〇〇〇	一人につき 五、五八三、〇〇〇	一人につき 二、一八〇
				一学級につき 二、一八八、〇〇〇	高等専門学 校及び大学 の学生の数 一人につき 二一四、〇〇〇
					私立の学校 の幼児、児 童及び生徒 の数 一人につき 三二二、七四〇

四 厚生労働費 の数	三 教育費				
	1 小学校費 教職員数	2 中学校費 教職員数	3 高等学校 教職員数	4 特別支援 学校費 教職員数	5 その他の 教育費 人口
	一人につき 五、九三二、〇〇〇	一人につき 五、八四七、〇〇〇	一人につき 六、六五九、〇〇〇	一人につき 五、五三六、〇〇〇	一人につき 三、四九〇
				一学級につき 二、一八六、〇〇〇	高等専門学 校及び大学 の学生の数 一人につき 二一三、〇〇〇
					私立の学校 の幼児、児 童及び生徒 の数 一人につき 三〇九、一四〇

		1 生活保護費		2 社会福祉費		3 衛生費		4 こども子育て費		5 高齢者保健福祉費		6 労働費		五 産業経済費								
		町村部人口	一人につき	人口	一人につき	人口	一人につき	十八歳以下人口	一人につき	六十五歳以上人口	一人につき	七十五歳以上人口	一人につき	人口	一人につき	農家数	一戸につき	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	
		九、四五〇		七、五一〇		一四、九〇〇		九八、六〇〇		五八、二〇〇		九八、三〇〇		四五〇	一一七、〇〇〇		五、三一〇		一五、五〇〇			

		1 生活保護費		2 社会福祉費		3 衛生費		4 高齢者保健福祉費		5 労働費		五 産業経済費									
		町村部人口	一人につき	人口	一人につき	人口	一人につき	六十五歳以上人口	一人につき	七十五歳以上人口	一人につき	人口	一人につき	農家数	一戸につき	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	公有林野の面積	一ヘクタールにつき		
		九、四三〇		二〇、五〇〇		一五、〇〇〇		五七、六〇〇		九五、二〇〇		四三五	一一六、〇〇〇		五、二三〇		一五、四〇〇				

	八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴税費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
	平成四年度 から平成十 年度までの	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	人口	恩給受給権 者数	世帯数		人口	水産業者数
	千円に つき	千円に つき	一人に つき	一人に つき	一世帯 につき		一人に つき	一人に つき
	八〇〇	九五〇	五五三	八二九、〇〇〇	五、七一〇		二、〇五〇	三六五、〇〇〇

	八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴税費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
	平成四年度 から平成十 年度までの	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	人口	恩給受給権 者数	世帯数		人口	水産業者数
	千円に つき	千円に つき	一人に つき	一人に つき	一世帯 につき		一人に つき	一人に つき
	八〇〇	九五〇	五四三	八二八、〇〇〇	五、六八〇		二、〇二〇	三五九、〇〇〇

各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十六年	千円に
										度から令和	
										五年度まで	つき
										の各年度に	
										において国の	
										補正予算等	
										に係る事業	
										費の財源に	
										充てるため	
										発行につい	
										て同意又は	
										許可を得た	
										地方債の額	

三三

各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十六年	千円に
										度から令和	
										四年度まで	つき
										の各年度に	
										において国の	
										補正予算等	
										に係る事業	
										費の財源に	
										充てるため	
										発行につい	
										て同意又は	
										許可を得た	
										地方債の額	

三三



九 地方税減収 補填償還費											地方税の減 収補填のた め平成十六 年度から令 和五年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に つき	六〇
十 財源対策債 償還費											平成十六年 度から令和 五年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の	千円に つき	三三

九 地方税減収 補填償還費											地方税の減 収補填のた め平成十五 年度から令 和四年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に つき	六〇
十 財源対策債 償還費											平成十五年 度から令和 四年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の	千円に つき	三四

十二 臨時財政 対策債償還費		十一 減税補填 債償還費																					
策のため平 つき	臨時財政対 千円に	額	個人の道府 千円に	県民税に係 つき	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十六年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起す	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	
	六〇		五九																				

十二 臨時財政 対策債償還費		十一 減税補填 債償還費																					
策のため平 つき	臨時財政対 千円に	額	個人の道府 千円に	県民税に係 つき	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十五年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起す	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	
	六〇		五九																				

成十六年度	から令和五	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	平成二十五	十三 東日本大	震災全国緊急	防災施策等債	償還費
									千円に				
									つき				

四一

成十五年度	から令和四	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	平成二十五	十三 東日本大	震災全国緊急	防災施策等債	償還費
									千円に				
									つき				

四一

市町村		十四 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 から令和五 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	額
一 消防費	二 土木費			
人口	道路橋り よう費	年度までの	額	額
一人に つき	道路の面積 千平方 メートル につき	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	令和元年度 千円に	額
一一、八〇〇	七二、九〇〇	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二八
円	道路の延長 一キロ	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二八
	一八八、〇〇〇	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二八

市町村		十四 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	額
一 消防費	二 土木費			
人口	道路橋り よう費	年度までの	額	額
一人に つき	道路の面積 千平方 メートル につき	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	令和元年度 千円に	額
一一、六〇〇	七一、四〇〇	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二九
円	道路の延長 一キロ	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二九
	一八九、〇〇〇	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	千円に	二九

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費							
面積	都市公園の	人口	人口	域における	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ
メートルにつ	千平方	一人に	一人に	つき	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー
	三七、六〇〇		五三八				三、二六〇			一〇、〇〇〇			五、二〇〇			二八、三〇〇

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費							
面積	都市公園の	人口	人口	域における	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ
メートルにつ	千平方	一人に	一人に	つき	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー
	三七、三〇〇		五三〇				三、四〇〇			一〇、〇〇〇			五、三一〇			二八、〇〇〇

4	3		2		1		6		5
その他の人口	高等学校 教職員数		中学校費 生徒数		小学校費 児童数		その他の人口		下水道費 人口
一人につき	一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき
四、四二〇	六、五五四、〇〇〇		四七、四〇〇		五一、三〇〇		一、四二〇		一〇五
	七八、五〇〇		一、〇二五、〇〇〇		八一八、〇〇〇				
	一一、〇二九、〇〇〇		一一、七〇八、〇〇〇		一、二、七〇八、〇〇〇				

4	3		2		1		6		5
その他の人口	高等学校 教職員数		中学校費 生徒数		小学校費 児童数		その他の人口		下水道費 人口
一人につき	一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき
五、七一〇	六、四八九、〇〇〇		四二、三〇〇		四五、八〇〇		一、三八〇		一〇三
	七六、二〇〇		一、一〇一、〇〇〇		八八三、〇〇〇				
	一一〇、四四二、〇〇〇		一一、九二九、〇〇〇		一、一、九二九、〇〇〇				

五 産業経済費		四 厚生費						教育費
6   清掃費	人口	一人に	つき	5、160				
	上人口	一人に	つき	84、900				
5   高齢者保健福祉費	上人口	一人に	つき	72、100				
4   こども子育て費	人口	一人に	つき	159、000				
3 保健衛生費	人口	一人に	つき	7、180				
2 社会福祉費	人口	一人に	つき	8、050				
1 生活保護費	市部人口	一人に	つき	9、430				
								つき

五 産業経済費		四 厚生費						教育費
5   清掃費	人口	一人に	つき	5、040				
	上人口	一人に	つき	83、200				
4   高齢者保健福祉費	上人口	一人に	つき	71、700				
3 保健衛生費	人口	一人に	つき	8、330				
2 社会福祉費	人口	一人に	つき	28、300				
1 生活保護費	市部人口	一人に	つき	9、400				
								つき
								幼稚園及び
								幼児連携型
								認定こども
								園の小学校
								就学前子ども
								もの数
								753、000

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		1 農業行政費	
災害復旧事業費の財源に充てられた		面積		世帯数		世帯数		世帯数		人口		産業の従業者数		農家数	
千円につき		一平方キロメートルにつき		一世帯につき		一世帯につき		一世帯につき		一人につき		一人につき		一戸につき	
九五〇		一、〇二四、〇〇〇		二、〇九〇		一、一二〇		四、一二〇		一、三六〇		五二五、〇〇〇		九二、〇〇〇	

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		1 農業行政費	
災害復旧事業費の財源に充てられた		面積		世帯数		世帯数		世帯数		人口		産業の従業者数		農家数	
千円につき		一平方キロメートルにつき		一世帯につき		一世帯につき		一世帯につき		一人につき		一人につき		一戸につき	
九五〇		一、〇二二、〇〇〇		一、九八〇		一、一一〇		四、二二〇		一、三五〇		四七一、〇〇〇		九〇、五〇〇	



の財源に充 係る事業費	正予算等に いて国の補	各年度にお いて	年度までの から平成十 つき	償還費	九 補正予算債 平成四年度 千円に	八〇〇	め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業債償還費 業費の財源 つき	八〇〇	に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	八 辺地対策事 業債償還費 業費の財源 つき	八〇〇
					から平成十 つき							

の財源に充 係る事業費	正予算等に いて国の補	各年度にお いて	年度までの から平成十 つき	償還費	九 補正予算債 平成四年度 千円に	八〇〇	め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業債償還費 業費の財源 つき	八〇〇	に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	八 辺地対策事 業債償還費 業費の財源 つき	八〇〇
					から平成十 つき							

		十 地方税減収 補填償還費																				
成十七年度	平	め	収補填のたつき	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	五年度まで	度から令和	平成十六年	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発
				千円に												つき	千円に					
																		三三				
																						三三

		十 地方税減収 補填償還費																				
成十七年度	年度及び平	め平成十五	収補填のたつき	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	四年度まで	度から令和	平成十六年	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発
				千円に												つき	千円に					
																						三三
																						一八

十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費																	
額	個人 の市町	から 令和五	年度 までの	各 年度に	お いて特	別に	発 行につ	い	て同	意又	は	許 可を得	た	地方 債の額	平成 十三	年	千 円に	三	三
る特別減税	村民税に係	つ	き	千 円に	六	〇													

十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費																	
額	個人 の市町	から 令和四	年度 までの	各 年度に	お いて特	別に	発 行につ	い	て同	意又	は	許 可を得	た	地方 債の額	平成 十三	年	千 円に	三	四
る特別減税	村民税に係	つ	き	千 円に	六	〇													

各年度にお	年度までの	から令和五	成十六年度	十三 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	策のため平	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十六年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平	
					千円に	つき																		
																								六〇

各年度にお	年度までの	から令和四	成十五年度	十三 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	策のため平	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十五年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平	
					千円に	つき																		
																								六〇

費	十五 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	償還費	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	和五年 m	年度から令	平成二十五	千円に	五二	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額

費	十五 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	償還費	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	和四年 m	年度から令	平成二十五	千円に	五二	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額

## 別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに つき		九、七四〇 円 一、〇六二、〇〇〇 円	
一九、四〇〇 円 二、二〇〇、〇〇〇				

## 別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに つき		九、四一〇 円 一、〇八二、〇〇〇 円	
一八、六〇〇 円 二、二〇三、〇〇〇				

۴۸۵

۴۸۵

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、令和六年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和六年度にあつては二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和七年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、令和五年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和五年度にあつては二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和六年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円



## (交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

**第五条** 令和六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

## (交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 令和六年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和七年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和七年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和七年度及び令和八年度に

あつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年

## (交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

**第五条** 令和五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

## (交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 令和五年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和六年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和六年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和六年度から令和八年度までの各

年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十年度に

あつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる

一の各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする。

から令和二十六年度ま

年 度	金 額
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和七年度分及び令和八年度分の 交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千二百十

額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和十八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から第七号に掲げる額を減額した額とし、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から第八号に掲げる額を減額した額とする。

年 度	金 額
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和六年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度分の 交付税の総額から減額する金額 二千六百十

九億千三百八十万二千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 五百八十五億七千三百二十二万円

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第三項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 略

3 令和六年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六

六億八百二十七万六千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十年度分の交付税の総額から減額する金額 千九百九十五億八千九百十二万二千円

五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十一年度分及び令和十二年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十三億四千五十八万二千円

六 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度分及び令和十四年度分の交付税の総額から減額する金額 六百七十五億八千九百十二万三千円

七 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十五年度から令和十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 六百七十二億八千九百十二万三千円

八 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十九年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百二十二億二千九十四万千円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 略

十四号) 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三

十年から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合

3 令和二年度

から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項 の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項 に規定するもののほか、平成三

十年から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合

に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規定による財政投資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金並びに第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投資特別会計の投資勘定の歳出とする。

に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案

現行

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下

じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下

じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附

則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み

替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項及び第三条

において「住宅借入金等特別税額控除」という。）並びに同法附則第五条

の八及び第五条の十二の規定による控除（同項及び第三条の二において

「定額減税」という。）を行うことにより減少することに伴う地方公共団

体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措

置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定め

るものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付

金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入

金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付

する交付金をいう。以下同じ。）及び定額減税減収補填特例交付金（個人

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。第三条において同

じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。同条において同

じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附

則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み

替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（第三条

において「住宅借入金等特別税額控除」という。）

を行うことにより減少することに伴う地方公共団

体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措

置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定め

るものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収額を埋めるために令和六年度及び令和七年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額（令和六年度及び令和七年度にあつては、当該住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に当該各年度における第三条の二第一項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額（令和六年度及び令和七年度にあつては、当該額に当該各年度において第三条の二第二項の規定により交付すべき定額減税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

**（住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額）**

第三条 毎年度分として交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及

**（地方特例交付金の額）**

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及

び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（定額減税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 令和六年度分及び令和七年度分として交付すべき定額減税減収

補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該各年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項において「定額減税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補填特例交付金の額は、定額減税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の定額減税見込額（各都道府県にあつては当該各年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該各年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（算定の時期等）

び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（算定の時期等）



**第四条** 総務大臣は、第二条第四項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

**第五条** 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額に当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額の前年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

**第四条** 総務大臣は、前条第二項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

**第五条** 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金総額の前年度の地方特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2 令和六年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中

「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に」とあるのは「地方特例交付金の総額に」と、「得た額」とあるのは「得た額」とあるのは「個人道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の納税義務者数等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額」とし、令和七年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、前年度の当該地方公共団体に対する定額減税減収補填特例交付金の額に当該年度の第三条の二第一項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間

2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間

に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

十一 市町村た	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町
ばこ税都道府	村たばこ税の課税標準数量等
県交付金	

とあるのは

に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

十一 市町村た	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町
ばこ税都道府	村たばこ税の課税標準数量等
県交付金	

とあるのは

<p>「十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金 十一の二 地方 特例交付金」 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p>	<p>当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p>
<p>と、同項の表市町村の項中 「十五 環境性能 割交付金 十五の二 地方 特例交付金」 とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>と、同項の表市町村の項中 「十五 環境性能 割交付金 十五の二 地方 特例交付金」 とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>「十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金 十一の二 地方 特例交付金」 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p>	<p>当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p>
<p>と、同項の表市町村の項中 「十五 環境性能 割交付金 十五の二 地方 特例交付金」 とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>と、同項の表市町村の項中 「十五 環境性能 割交付金 十五の二 地方 特例交付金」 とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>

改正案	現行
<p>附則 （森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>	<p>附則 （森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>